議会

9月2日から10月2日までの会期

市議会9月定例会の主な内容をお知らせします

問い合わせ　総務課　瀧口　☎（23）0050

令和5年度牧之原市一般会計歳入歳出決算の認定

令和5年度牧之原市一般会計歳入歳出決算の認定が行われました。歳入は228億3381万6732円、歳出は218億4960万8837円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた歳入歳出差引残額は、6億1522万8895円となりました。

一般会計補正予算（第4号）

令和6年度の4回目の補正で、3億2428万1千円を増額し、補正後の総額を227億3694千円としました。老朽化したプールの解体に係る経費、全国花のまちづくり牧之原大会に係る経費などについて予算措置を行いました。

一般会計補正予算（第5号）

令和6年度の5回目の補正で、3億7211万2千円を増額し、補正後の総額を230億7580万6千円としました。台風10号による豪雨災害の復旧に係る経費などについて予算措置を行いました。

一般会計補正予算（第6号）

令和6年度の6回目の補正で、2258万8千円を増額し、補正後の総額を230億9839万4千円としました。衆議院議員選挙の執行経費について予算措置を行いました。

公平委員会委員の選任

3人の委員のうち1人の任期が令和6年10月10日をもって満了となるため、水野悦裕（みずのよしひろ）さんが選任されました。任期は4年間です。

水野 悦裕 さん（須々木区）＊新任

教育長の任命について

令和6年9月30日の任期満了に伴い、橋本勝（はしもとまさる）さんを再任することについて、議会の同意を得ました。任期は3年間です。

教育委員会委員の任命

4人の委員のうち、池ケ谷祐太（いけがやゆうた）さんの任期が令和6年11月15日をもって満了となるため、再任することについて、議会の同意を得ました。任期は4年間です。

池ケ谷 祐太 さん（坂部区）＊再任

この他、特別会計および水道事業会計の令和5年度歳入歳出決算が認定されました。また、▼牧之原市相良総合グラウンド人工芝整備工事の請負契約について▼牧之原市国民健康保険条例の一部を改正する条例などが可決されました。

福祉

令和6年4月から事業者の合理的配慮の提供が義務化

障害者差別解消法を知ろう

問い合わせ　社会福祉課　佐藤　☎（23）0072

市では、令和6年3月に策定した第4次障がい者計画の基本理念「共にあゆみ、共によりそう、心でつながる牧之原」に基づき、障がい者差別のないまちづくりに取り組んでいます。

①不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって条件や制限を付けることは禁止されています。

【例】

▼本人を無視して、支援者・介助者のみに話しかけること
▼正当な理由なく、補助犬の同伴を拒否すること
▼正当な理由なく、サービスの提供を後回しにすること

②合理的配慮の提供義務

日常生活・社会生活において提供される設備やサービスなどは、障がいのある人にとっては利用が難しく、障壁になることがあります。そのような障壁を取り除くために講ずる配慮を「合理的配慮の提供」といいます。

安全の確保が困難になる、事業者の費用や人的な負担が加重となる場合は、合理的な配慮を提供しなくても、提供義務に反さないとされています。そのような場合は、当事者へ理由を丁寧に説明した上で、**共に解決策を検討するなど、建設的な対話が重要となります。**

【例】

▼飲食店などで車いすのまま着席するために、備え付けの椅子を片付けてスペースを確保する。
▼建物に点字付きの手すりや音声ガイドを設置する。
▼聴覚障がいがある人のために、筆談や手話、身振りを用いて情報を伝える。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関など	禁止	義務
事業者（※）		義務（令和6年4月から義務化）

※事業者とは、企業やお店だけでなく、個人事業主や社会福祉法人、特定非営利活動法人なども含まれます。

防災

「備えてた　過去の私に　ありがとう」

地域防災訓練に積極的に参加しましょう

問い合わせ　危機管理課　小杉山　☎（23）0056

12月1日の「地域防災の日」に、市内各地区で地域防災訓練を実施します。近年、激甚化している風水害や発生が予想されている大規模地震などに備え、被害を最小限にするためには、訓練を通じて災害に対する正しい知識を身に付け、いざという時に落ち着いて的確な行動を取ることが重要です。

自分と家族の命は自ら守る「自助」と、地域のみんなで助け支え合う「共助」の取り組みを実践し、日頃から地域の防災力を高めるため、積極的に訓練に参加しましょう。

緊急速報メール

訓練当日の午前9時5分ごろに、携帯電話またはスマートフォンに緊急速報メールを配信します。

【緊急速報メールとは】

気象庁が発表する「緊急地震速報」や「津波警報」、県や市町などが発表する「災害・避難情報」を、特定区域の携帯電話などに一斉配信する携帯電話会社のサービスです。

【注意点】

①メール受信（鳴動）により不都合がある人は、事前に携帯電話などの電源を切ってください。設定によっては、マナーモードでも着信音が鳴ります。
②受信の可否、鳴動音などは個々の受信端末の機種や設定により異なります。詳細は各携帯電話会社に確認してください。
③他市町やその付近にいる場合には、他市町のメールを受信する場合があります。

●訓練事前広報　11月30日（土）

午後７時30分	同報無線（＊）で訓練事前広報

●訓練実施日　12月１日（日）

午前６時50分	同報無線（＊）で訓練実施（中止）のお知らせ
午前９時	訓練地震発生・訓練開始「サイレン１分間吹鳴」
午前９時５分ごろ	訓練大津波警報 同報無線と緊急速報メールで訓練警報発表のお知らせ
正午ごろ	同報無線（＊）で訓練終了のお知らせ

＊同時に「まきのはらTeaメール」および「市LINE公式アカウント」で配信

相談

典型的な勧誘トークを知っておくことで防ぐことができます

屋根工事の点検商法トラブルに注意してください

問い合わせ　市民相談センター　杉山　☎（23）0088

点検商法とは、突然訪問し点検した後、不安をあおるような話をして工事の契約をする手口です。

契約当事者の8割超が60歳以上で、特に高齢者に注意してほしいトラブルです。悪徳業者は巧妙な会話で消費者に近付き、本来消費者が望んでいない高額の屋根工事などを契約させています。

相談事例

【事例1】「屋根瓦がずれているように見えた」と来訪した業者との契約についてクーリング・オフをしたい。

【事例2】実家の父が、ずれた瓦の写真を見せられ修理工事の契約をしたが、解約したい。

【事例3】屋根や外装、床下などの修繕を次々と勧誘され、契約してしまった。

【事例4】「近所で工事をしている」というので点検を依頼したが、近所の工事はうそだった。

注意する言葉や話題

訪問・点検となるきっかけ

▼近所で行う工事の挨拶に来ました▼瓦がずれているのが見えたので無料で点検します

消費者の不安をあおる言葉

▼台風が来たら雨漏りします▼瓦が飛んで近所に迷惑がかかります▼すぐに直さなければ大変なことになるかもしれません

次々に違う工事やサービスを勧誘

▼外壁も傷んでいるので工事が必要です▼シロアリがいたので駆除しなければなりません

アドバイス

▼突然訪問してきた業者に、点検などを安易にさせないようにしましょう。
▼屋根工事はすぐに契約せず、十分に検討した上で契約しましょう。また、クーリング・オフなどができる場合もあります。
▼保険金を利用できるという話には気を付けましょう。少しでも不安を感じたら、すぐに消費者センターなどに相談しましょう。

困った時は、一人で悩まず市民相談センター（消費生活センター）へ早めに相談しましょう。相談員が解決方法を一緒に考えます。

▼消費者ホットライン「188（いやや）」番

最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センターなどを案内する全国共通の3桁の電話番号です。